

ACUITY **LAW**

**INSOLVENCY
LAW NEWSLETTER**

MARCH 2021
acuitylaw.co.in

Acuity Law LLP について

Acuity Law LLP は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。

主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザリー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。

Acuity Law LLP について更詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、ご連絡下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2021年3月の破産倒産法関連のアップデートについて取り扱っています。以下、インド最高裁判所による重要な判決事例とインド企業省からの通達について、まとめました。

1) MORATORIUM ORDER PASSED UNDER INSOLVENCY AND BANKRUPTCY CODE 2016 (“IBC”) WILL BAR PARALLEL PROCEEDINGS AGAINST CORPORATE DEBTOR UNDER NEGOTIABLE INSTRUMENTS ACT, 1881.

Matter: P. Mohanraj & Ors v. Shah Brothers Ispat Pvt. Ltd.

Order dated: 01 March 2021.

Summary:

破産倒産法においては、会社法審判所（NCLT）からモラトリアムの宣言が出されると、企業債務者に対する回収、担保権の行使、資産の売却や譲渡、重要契約の解除などの司法手続きの開始または継続ができなくなります。これに関連して、流通証券法(the Negotiable Instruments Act)に基づく小切手の不渡り訴訟における適用の可否について、最高裁判所にて審議が行われました。流通証券とは、小切手や約束手形のように、特定の者に金額の支払いを約束する署名入りの文書をいいます。流通証券が不渡りを出した場合、流通証券法に基づき、発行者は責任を問われる可能性があります。

最高裁判所は、モラトリアムについて規定されている破産倒産法第 14 条を参照した結果、その範囲は非常に広く、訴訟や手続きの開始、継続、判決、執行も含まれる、と述べました。また、同条においては、「あらゆる判決、決定、命令」および「あらゆる裁判所、法廷、仲裁委員会、その他機関」という表現が用いられており、企業債務者の債務に関連する取引は、裁判所での手続きに相当する、との見解を示しました。

また、最高裁判所は、破産倒産法におけるモラトリアムの目的は、再生手続きの過程における企業債務者の資産の消耗を防ぎ、継続企業としての運営を可能にすることにある、との見解を示しました。流通証券法の下では、企業債務者は、不渡りとなった小切手金額の 2 倍を上限とする補償金を支払わなければならない可能性があり、これは企業資産の消耗ひいては再生手続きにも影響を与えることになり、民事裁判所における債務その他の負債に関する訴訟における判決の制定、継続、執行と同様です。従って、流通証券法に基づく企業債務者に対する訴訟手続きは、モラトリアム期

間中は保留される、としました。一方で、企業債務者の取締役やその他の役員に対する訴訟手続きは継続されます。

2) PERSONS INELIGIBLE TO SUBMIT RESOLUTION PLAN UNDER THE IBC BARRED FROM PROPOSING A SCHEME OF COMPROMISE AND ARRANGEMENT DURING LIQUIDATION

Matter: Arun Kumar v. Jindal Steel Power Ltd. and Anr.

Order dated: 15 March 2021

Summary:

2017年、破産倒産法の改正の一つとして、第29A条が追加されています。当該条項は、再建計画を提出できない者の一覧について規定したものです。当該一覧には、企業債務者のプロモーターが含まれます。本件事案において、企業債務者のプロモーターは、2013年会社法第230条に基づくスキームを提案しました。

ポイントは会社法第230条に基づくスキームと破産倒産法第29A条の適用関係にあり、a) 会社法第230条は破産倒産法とは異なる法律であること、b) スキームは破産倒産法12A条と類似しており、適格性が及ばないこと、c) 非適格性は再生手続きにのみ適用され、破産倒産法の清算手続きには適用されないこと、等が主張されました。

最高裁判所は、破産倒産法は、a) 破産処理手続き、b) 清算中の継続企業としての売却、c) 第230条に基づく再生、の3つをカバーしていることに着目し、提案されたスキームが再生手続きの対象ではない場合は適用されない、としました。一方で、第230条の規定を発動するプロセスが破産倒産法に基づく清算手続きに由来する場合には、両法を調和させて読む必要があります。最終的に、最高裁判所は、改正の目的は持続可能な再生を確保するために問題の原因となっている者の再生手続きからの排除を保証することにあるため、第29A条の非適格性は清算プロセスにも適用されるとし、破産倒産法第29A条に基づく非適格者はスキームの提案はできない、と結論付けました。

3) YEAR LONG SUSPENSION OF IBC COMES TO AN END

Summary:

2020年6月5日、インド企業省（MCA）は、2020年3月以降の債務不履行を理由とした企業に対する破産手続きの開始を6ヶ月間停止することを発表しました。その後停止期間は2021年3月

25 日まで延長されましたが、停止期間の終了に伴い、破産手続きの申請が会社法審判所に殺到することが予想されます。

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in